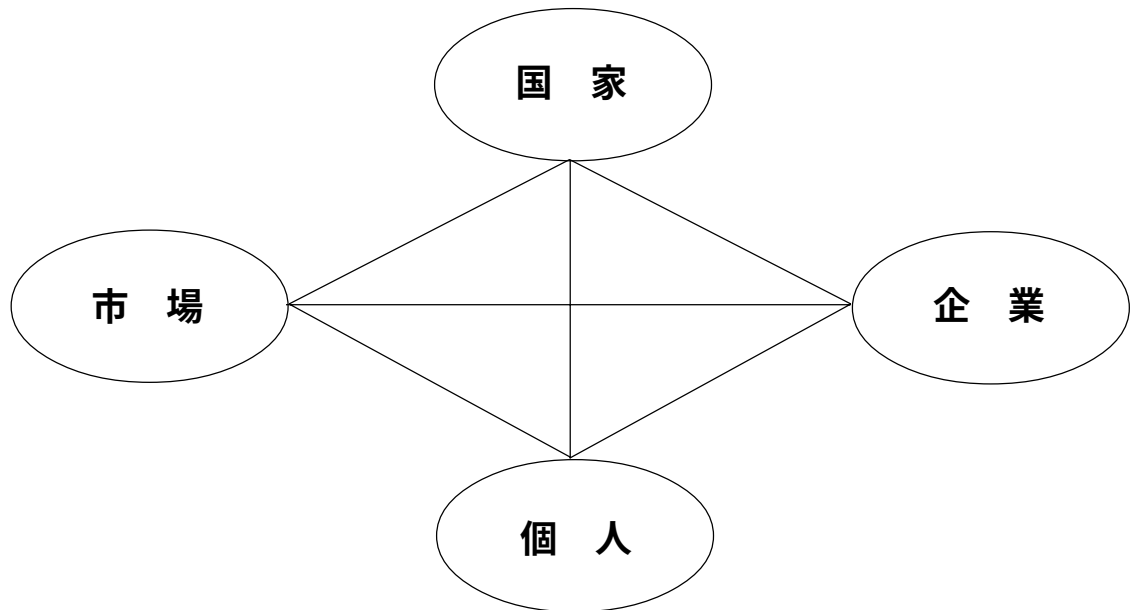


Toward the Establishment of the New Legal System
For the Emerging Electronic Commerce
電子商取引対応型の新たな法システムの構築

プロジェクトリーダー 中 里 実

東京大学 大学院法学政治学研究科
教授



1. 研究の目的

電子商取引は、通信ネットワークを介する故に、クロスボーダーな広がりを持つ。伝統的な日本型の法システムは、国内取引のみを論ずる傾向が強かった。このような問題把握の不十分さは、現在においても、法理論や実務において、必ずしも深く認識されていない。対象が本質的に国境を超えた存在であるという点を直視した把握は十分にはなされてこなかったのである。

他方で、電子商取引に関しては、「情報」という存在に対する法制度の対応が不十分な場合に、法システムは、機能不全におちいる点を指摘する必要がある。情報コストが低下する結果として、経済活動等が変化するのであるから、これに対応するようなかたちで、法制度も変化を遂げる必要がある。具体的には、情報や通信に関する技術の発展とともに、国家、市場、企業、家計のいずれもがその行動を変化させることになるから、それこそあらゆる法分野が影響を受けるのである。

以上のような問題意識を前提として、このプロジェクトにおいては、第一に、取引そのものに関して、電子認証・ペーパーレス化に対応した法制度の解明、第二に、それに対応した国家の公的介入としての課税権・刑罰権の行使、輸出入管理、第三に、マルチメディア環境の中で重要性を増している知的財産権法の基本的検討に、焦点をあてる。

情報・通信技術の発展

- ・ 国家の変化
- ・ 市場の変化
- ・ 企業の変化
- ・ 市民の変化

法制度の変化

2. 研究の内容

情報技術・通信技術の発展にともなう社会構造や経済活動の変化に対応した法制度の提案を目的とする本プロジェクトにおいては、具体的には、問題を以下の5つに分けて、検討を加える。いずれの場合においても、国家、市場、企業、家計の変化を法的視点から総合的に分析することを最終目的とするというまでもない。

(1) 金融の完全なペーパーレス化に対応した法システムの検討

これは、私法的な検討を目的とする。従来の取引が、大きく書面に依存して行われてきたことに対応し、法制度も、書面の存在を事実上前提として運営されてきたといえる。電子商取引は、この点に関して大きな変革を、法制度の設計・運営を行う者に対してつきつけている。この問題は、特に、金融・証券取引の分野において先鋭的に現れるので、ここにおける分析は、金融取引を中心としたものとなる。

(2) 電子商取引と公法

電子商取引の進展は、市場、企業、家計の行動に対して全般的な影響を及ぼすから、市場、企業、家計に対して介入的に行動する国家の活動も、必然的に大きな影響を受けることになる。本研究においては、このような国家の対応に関して、主として、(国家権力の発動のもっともドラスティックなものである)課税権と刑罰権の行使という視点から、包括的に検討を加える。

(3) 電子商取引と知的財産権

電子商取引は、情報というものの法的位置付けを根本から再検討する必要性を、法律家に対して、強く警告している。情報というものに対してもっとも直接的に取り扱ってきた法分野は、知的財産法である。本研究においては、情報そのものの財産権としての位置付け、その取引のあり方、等について、伝統的な枠組に必ずしもとらわれずに、検討を加える。

(4) 電子商取引の国際的側面

電子商取引が「国境を超える」性格のものである以上(換言すれば、電子商取引において、国境というものがあまり重大な意味のあるものではない以上)、その国際的な側面について検討することは必須である。本研究においては、この点に関して、国際私法的な検討と、通商法的な検討を、基本的な点にまでさかのぼって行う。

(5) 電子商取引をめぐる国家戦略の政治学的分析

電子商取引は、つきつめると、国家というもののあり方それ自体に対しても重大な影響を及ぼすものと思われる。したがって、電子商取引に関する法的検



討の延長線上には、当然に、政治学的な検討がなければならない。本研究においては、この点について、特に、電子商取引をめぐる各国家の国家戦略について政治学的に分析することとする。

そして、これらの各分野における検討を前提として、最終的には、より包括的な視点からの検討なり提言なりにつなげたいと考えている。したがって、それぞれの研究においては、常に、全体の中における

各研究テーマの位置付けを考え、また、他の研究テーマとのインターアクションを考えるようにすることが、基本的な姿勢ということになる。このような視点そのものが法律学の分野においては、重要なのである。

3. 研究の体制等

期 間：1998年7月～2003年3月
構 成：プロジェクトリーダー1名
 コアメンバー3名
 研究協力者16名
実施場所：東京大学法学部研究室

